

## 主 文

原判決を破棄する。

被告人A 1、同A 2を各懲役六月に、被告人A 3、同A 4、同B 1を各懲役四月に、被告人B 2、同B 3を各懲役三月に、被告人B 4を懲役二月に、被告人A 5、同A 6、同A 7、同A 8、同B 5、同C 1、同B 6、同B 7、同B 8を各罰金六、〇〇〇円に、被告人B 9、同C 2、同C 3を各罰金五、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納できないときは金二〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。

被告人全員に対し、本裁判確定の日から二年間いずれもその刑の執行を猶予する。

訴訟費用中（一）原審証人E 1、E 2、E 3、E 4、E 5、当審証人E 4、F 1に支給の分は被告人B 5、B 9、C 2、C 3、C 1を除くその余の被告人らの連帯負担、（二）原審証人G 1、G 2、H 1、H 2、H 3、H 4、H 5、H 6当審証人H 2に支給の分は被告人B 4、C 2、C 3、C 1を除くその余の被告人らの連帯負担、（三）原審証人I、J、K、L、M、N、O、P、Q、当審証人Lに支給の分は被告人B 4、B 5、B 9、C 1を除くその余の被告人らの連帯負担、（四）原審証人R、S、T、当審証人Uに支給の分は被告人B 4、B 5、B 9、C 2、C 3を除くその余の被告人らの連帯負担、（五）その余の原審及び当審証人に支給の分は被告人全員の連帯負担とする。

## 理 由

検察官の控訴趣意について。

本件公訴事實は、兵庫県三原郡a 町V組合は、b 区内にある山林の共有共同経営を目的とし、b 居住者（d 部落を除く）の大部分一〇三戸をもつて組織されている任意組合で、被告人A 1、同A 2、同A 3、同A 4、同A 5、同A 6、同A 7、同A 8は同組合執行委員、被告人B 5、同B 1、同B 9、同B 6、同B 4、同B 7、同B 2、同B 8、同B 3は同組合の班長、被告人C 2、同C 3、同C 1は同組合員であるが、同じ組合員であるW 1、W 2、W 3、W 4、W 5は組合からその所有山林に対する松茸採収権及び下刈権を、同組合に無償提供すべきことを要求されて応ぜず、そのため、昭和二五年一二月及び昭和二六年二月の二回にわたる組合の利益金分配を拒否されたので、同年五月八日同組合を相手方とし神戸地方裁判所洲本支部に配当金請求の訴を提起し、更に翌二七年九月一三日組合所有の山林一五町歩に対し仮処分の執行をしたので、これを知った被告人らは憤慨し、対策を協議するため、同夜b 区内公会堂に執行委員、班長会議を開き、その席上被告人A 1、同A 2、同A 3、同A 4、同A 5、同A 6、同A 7、同A 8、同B 5、同B 1、同B 9、同B 6、同B 4、同B 7、同B 2、同B 8、同B 3は外数名の出席者と共に、「仮処分をしたW 1等五名に対しては、今後女子供に至るまで、家族全員に対してものを言わないし、一切交際をしない、これに違反した組合員に対してはその責任を追及する、各委員、班長は隣保員と相談の上これを右五名に通告する」旨の共同絶交の申合せをし、もつて各委員、班長らはそれぞれ隣保員に相はかり、W 1ら五名に対し、右申し合わせ事項を通告することを謀議した上、

（一）被告人A 3、同B 4は右謀議に基いて、外数名の所属隣保員同席の上、翌一四日夜同部落隣保集会所のXに招致したW 1及びW 2の両名に対し「今後女子供に至るまで、ものを言わないし、交際を遠慮させてもらう」と言つて、前記申し合わせにより共同して絶交する旨を通告し、

（二）被告人B 5、同B 9、同B 2は、右謀議に基いて外数名の所属隣保員と相携えて、同日同部落W 3方に押しかけ留守中の同人の長男G 2の妻G 1に対し前同様の通告をしてW 3に伝達させ、

（三）被告人B 1、同C 2、同C 3は、右謀議に基いて外数名の所属隣保員と相携えて、同月一五日夜、同部落W 5方に押しかけ、同人に対し前同様の通告をし、

（四）被告人A 4、同C 1、同B 3は、右謀議に基いて外数名の所属隣保員同席の上、同月一六日同部落のR方において、W 4に対し、前同様の通告をし、

それぞれ右山林管理組合なる団体及び多数の威力を示し、共同してW 1ら五名の自由名誉に対し、害を加うべきことをもつて脅迫したというのである。

これに対して原判決の要旨は、（一）一定の地域において集団生活を営み、相互依存している場合に、（1）正当の事由がないのに（2）集団の一人もしくは一部の人に対し他の全員もしくは大部分の人が共同絶交の申合せ、もしくは決議をし



とが認められ、この認定に反する各証拠は信用性が乏しいものと断定することができるのである。

(二) そして右五名の中(イ)W1及びW2の両名は、いずれもc部落(上一隣保)に所属し、被告人B4が班長を勤め、班員中被告人A3が執行委員を勤めていたのであるが、右会議の行われた翌一四日夕刻、班員が同所のXに参集した際に、被告人B4はW1、W2の両名に対し、山の件で同所ら及びその家族と隣保員だけでなく組合員全部は交際を絶つべき旨を通告し、被告人A3は同所らとの交際を絶つべき旨を付言し、他の者もこれに和合で決まったこと、そむくと組合から除名される旨を付言し、被告人A3は被告人A3と同B4らの相談によつて決められたこと、(ロ)W3はf部落(第八隣保)に属し、被告人B5及び同B9も同所に属し、班長は被告人B2が勤めていたが、前同日W3方附近路上に、被告人B2、同B5及び同B9の外同部落居住の組合員約四名が集まつて、W3ら家族に対し共同して絶交することを相談した上、同道して同所方へ行き、被告人B5が右W3の息G2の妻G1に対し、以後同人及びその家族と隣保の交際を絶つ旨を告知し、その家族に伝達するよう依頼し、その後帰宅したW3に対しその旨を伝達させたこと(ハ)W5はg部落(第一隣保)に属し、被告人B1が同部落班長を勤め、被告人C2及び同C3は同所に属する組合員であるが、同月一日被告人B1の指示により、同所所在のXに、被告人B1、同C2、同C3の外同所居住の組合員約八名が集まり、W5ら家族に対する共同絶交について協議して全員賛同の上、同道してW5方へ行き、被告人B1は同所で同人に対し、eの差押の件について、同人及び家族とは隣保の交際を絶つ旨を通告したこと、(ニ)W4はh部落(第六隣保)に属し当時被告人B3が班長を勤め、被告人A4、同C1は同部落に居住する組合員で、被告人A4は執行委員をしていたのであるが、同月一日同部落に住むR方に、部落員共有の糶摺機の掃除のために被告人B3、同C1、同A4の外同所居住の組合員R、S、T及びW4が集まつた際、被告人C1及び同A4がこもごもW4に対し、他の隣保はものをいわぬことにしたので、うちの隣保も矢張りものをいわぬことにする等言明して、同隣保内の共同の絶交を通告したことを、R方に参集したものは、被告人B3の指示によるもので、糶摺機掃除の機会を利用して、共同絶交の通告をするためであつたと、参集した者は事前にこれを予知していたこと、(ホ)隣保の交際を絶つとは、右五名と同一部落(又は隣保)に属する組合員らと右五名及びその家族との交際を絶ち、同人らとその部落(又は隣保)における協同生活圏内から除外することを意味していること、そして右各通告後は右五名及びその家族に対しては、その所属隣保の組合員のみならず、その他の組合員との交際関係が従前のように円満に行われなくなつたこと、(ヘ)右通告はいずれも隣保員らにより共同して行われたのであるが、その用語及び態度は微温的で公訴事実主張のように、V組合という団体及び多衆の威力を示すようなものではなかつたことが認められる。

さて一定地域の居住者が集団社会を形成し、朝夕寒暑の挨拶をかわし、吉凶互いに慶弔し、相互依存の協同生活を営むことは、人間本来の常態といふことができるが、他人と交際すると否とは個人の自由に属し、従来結んできた交際を絶つことを決意し、これを相手方に通告したからといつて、それだけで違法行為として刑事責任を問われることは決してない。しかしながら、その地域における多数者が結束して、特定の一人又は数人に対し将来一切の交際を絶つべきこと、いわゆる村八分の決定をし、これを通告することは、それらの者をその集団社会における協同生活圏内から除外して孤立させ、それらの者のその圏内において享有する、他人と交際することについての自由とこれに伴う名誉とを阻害することの害悪を告知することに外ならないのであつて、それらの者に集団社会の平和を乱し、これに適応しない背徳不正不法等があつて、この通告に社会通念上正当視される理由があるときは格別しからざる限り、刑法第二二二条所定の脅迫罪の成立を免れないのである。そしてそれが脅迫罪となるには、地域を基本とする集団社会から、特定の一人又は数人を除外して孤立させることについて、多数者が意思を共通にして、その通告をすれば足りるのであつて、その集団社会の地域の広狭、〈要旨第一〉居住者の多寡によつて、犯罪の成立が左右されるものではない。本件のような農林産部落あるいは隣保は、その〈要旨第一〉の地域は必ずしも広くはなく又居住者も多くはないが、その居住者による集団社会の交際関係は却つて緊密度が高く、このような関係から除外されることから受ける前記自由及び名誉に対する脅威は、より深いものがあるといふことができる。従つてこの協同生活圏内から除外する旨の通告が、少数者間に行われたということだけで、脅迫罪の成立を否定する理由とするには足りないのである。

本件通告は、それに先立ち公会堂の役員会議の出席者間において、W1ら五名の行占の内のよ  
つた仮処分執行に際して、その意を一致し、その結果を各隣保員(二)の交際  
める組合員との交際によるものではない。そして公会堂の役員会議に、  
役員又は隣保員のみならず、組合員全員の交際関係と、その意を一致し、その結果を各隣保員(二)の交際  
つて微温的言動によるものではない。そして公会堂の役員会議に、  
(イ)隣保員のみならず、組合員全員の交際関係と、その意を一致し、その結果を各隣保員(二)の交際  
関係を絶つ趣旨の通知をしたか、右処置に對抗するに法的な手段を訴える等の方策によるべきであると  
る理由はなく、右処置に對抗するに法的な手段を訴える等の方策によるべきであると  
のに、これに対する報復として共同絶交を通告することとは社会通念上正當であつて、妨  
は認められない。従つて本件通告が脅迫を罪成することとはきわめて明らかなのであつて、妨  
て、通告<要旨第二>の用語又は態度が微温的であつたからといつて、その成立を妨  
げるものではない。そして公会堂の役員会議に、  
五名ら所屬隣保の役員又は隣保員らが共同して各通告を執行すること共謀したの  
であり、各通告の執行に当らなくとも、全部の共同通告行為に対し、共犯者として  
の責任があり、又その会議に参加しなくとも、各通告に加担した被告人はそれぞ  
れの通告行為に対し、いずれも犯罪実行者としての責任があるものとわななければ  
ならない。これを法律に照せば、後者は暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項  
の数人共同して刑法第二二二条の罪を犯した者に、前者はその共同正犯者にと  
るのである。しかるに原判決が、公会堂における、会合では、出席者の漠然とし  
し合いがあつたに止まり、一致した意見として組合員を拘束するようないし合  
又は決議が行われたことは認められず、その後においても各隣保員においてその  
に基き、これに従う趣旨の申し合わせが行われたこともなく、従つてW1ら五名に  
対するその所屬隣保員による絶交の通告は、同人ら五名をその隣保の交際から除  
する趣旨であつたものと認められ、このような近隣一〇軒位の者の間に行われ  
同絶交の通告は、個人間の絶交通告と同様に、何ら罪とはならないとしたのは、事  
実を誤認し且つ法令の解釈適用を誤まつたものであり、この誤りは判決に影  
ぼすことが明らかであるから、原判決は破棄を免れない。論旨は理由がある。  
よつて刑事訴訟法第三八二条、第三八〇条、第三九七条によつて原判決を破棄  
し、第四〇〇条但書に該当する場合と認め、更に裁判をする。

(罪となるべき事実)

兵庫県三原郡a町V組合は、組合員の福利を増進するためその共有山林を管理経  
営することを目的とし、b居住者の大部分である一〇三名をもつて組織し、被告人  
A1、同A2、同A3、同A4、同A5、同A6、同A7、同A8は同組合執行委員、  
員、同B4、同B7、同B8、同B3、同B6、同B2、同B1は各同組合部落班  
長、その余の被告人らはいずれも同組合員であつたところ、二町歩以上の自作山林  
を所有する組合員は、組合に対してその山林の松茸及び下草の採取権を無償提供す  
べき旨の總會の決議があつたのに、これに該当する組合員W1、W2、W3、W4  
及びW5はその決議に従わなかつたので、昭和二五年一月及び昭和二六年二月に  
行われた組合の利益金等の分配を拒否されたため、同人らは同年五月神戸地方裁判  
所洲本支部に対し組合を相手として配当金等請求の訴を提起し、その訴訟係属中の  
昭和二七年九月一三日b所在の組合員共有の山林に対し、その地上松茸及び下草  
の中右五名の持分に應ずる分の処分を禁止する旨の仮処分命令の執行をしたので、  
その対策を協議するため、同夜b所在の公会堂に、右組合の執行委員及び部落班  
による会議が開かれ、被告人A1、同A2、同A3、同A4、同A5、同A6、同  
A7、同A8、同B7、同B8、同B3、同B6、同B2、同B1は他の約三名の  
者とともに出席し、右五名らの処置に対する報復として同人らを制裁する意図のも  
とに、同人ら及びその家族とは、組合員は以後一切の交際を絶つべきこと、各役  
は組合員に対しこれを通知して賛同を得ること、右五人らの所屬する各部落では、  
同人らに対し役員又は部落員が共同してこれを通告することの協議がととのい、も  
つて右五人らの家族に対し、いわゆる村八分の通告することを共謀し、その結果  
一、被告人A3及び同B4はc部落に属していたが、翌一四日夕W1及びW2  
を含む部落員のほとんど全員を同所のXに参集させ、その席上W1及びW2の両名  
に対し、同時に「組合の意思により組合員全部女子供まで、今後ものを言わ  
し、交際を遠慮させてもらう」といつて、組合員全員の共同絶交を通告し、  
二、被告人B2、同B5及び同B9はf部落に属していたが、前同日部落員  
W3方付近路上に、他の班員とともに集まり、W3に対し同人及びその家族とは隣  
保の交際を絶つ旨を通告することを相談した上、同人方においてその息G2の妻G

1に対し、その旨を通告し、同日同女をしてW3にこれを伝達させ、  
三、被告人B1、同C2、同C3はg部落に属し、同月一五日被告人B1の指示により、同C2及び同C3を含む班員が、同所Xに集まり、同部落のW5及びその家族に対し隣保の交際を絶つことを協議し全員賛同の上、同道して同人方へ行き、同人に対しその旨の通告をし、

四、被告人B3、同A4、同C1はh部落に居住し、被告人B3は班員に対し、部落員共同使用の糶摺機掃除の機会を利用して、同部落のW4に対し、前同様の通告をすべきことをはかつて同意を得た上、同月一六日同部落のR方に右糶摺機掃除のため右各被告人ら及び外数名の班員らが集合した際、W4に対し前同様の通告をし、

もつて数人共同してW1ら前記五名のb内又はbの右各部落内における交際の自由及びこれに伴う名誉に対しそれぞれ脅威を与えて脅迫したものである。

(証拠の標目)

一、 兵庫県三原郡a町V組合規約謄本  
一、 配当金等請求事件訴状及び同判決各謄本  
一、 押収にかかるa町V組合会議録及び同議事録(昭和三〇年領置第五九二号の二、三)

一、 仮処分決定謄本  
一、 土地登記簿謄本(記録一三八四丁ないし一五六一丁)  
一、 原審及び当審の各検証調書  
一、 Zの検察官に対する供述調書  
一、 証人Y2の原審第五回公判における供述調書  
一、 Y1に対する原審の証人尋問調書  
一、 被告人A3、A4、B1、B8、B7、B3の各検察官に対する供述調書  
一、 W1、W2、W6、E1、E2、E4に対する原審の各証人尋問調書  
一、 W6の検察官に対する供述調書  
一、 G1、G2、H1、H2、H3、H4に対する原審の各証人尋問調書  
一、 H3、H2、H1の各検察官に対する供述調書  
一、 原審第四回公判調書中証人W3の供述調書  
一、 被告人B2の検察官に対する供述調書(同被告人のみに対する証拠)  
一、 被告人B5及び同B9の各検察官に対する供述調書  
一、 原審第三回公判調書中証人W5の供述調書  
一、 I、Jに対する原審の証人尋問調書  
一、 被告人B1の検察官に対する各供述調書  
一、 W4、U、Tに対する原審の各証人尋問調書  
一、 Rの検察官に対する供述調書  
一、 被告人B3、C1の検察官に対する各供述調書  
一、 当審のY2、F2に対する各証人尋問調書

(法令の適用)

暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項(刑法第二二二条第一項)罰金等臨時措置法第三条

判示一につき刑法第五四条第一項前段第一〇条

被告人B4、B5、B9、C2、C3、C1を除くその余の被告人らに対し各刑法第六〇条第四五条前段併合罪加重につき懲役刑の各被告人に対し同法第四七条第一〇条、罰金刑の各被告人に対し同法第四八条第二項、労役場留置につき同法第一八条、執行猶予につき同法第二五条第一項、訴訟費用負担につき刑事訴訟法第一八一条、第一八二条、なお本件通告には違法性がないとする弁護人の主張の採用できないことは前記のとおりである。

(情状)

本件組合はその成立以来業績を挙げ組合員の福利増進に寄与したこと、今後もなお寄与することが期待されることがうかがわれること。W1ら五名の申請の仮処分事件の標示に立入禁止の文字があり、組合員らが現場に掲げられたその標示を見て、仮処分命令の内容について誤つて過大に評価し、その結果公会堂における会議において共同絶交の意見に一致するに至つた状況が認められること。各通告の際の用語、態度等はむしろ微温的で強圧的ではなかつたこと。

本件以後組合員と右五名との間に和解が成立し、現在は旧状に復し円満に交際が行われていること、今後も同様であることが望ましいこと。各被告人間においては、組合における指導的地位にあると否と、公会堂の会議における役割及び各通告

の際の地位役割を比較し責任の軽重を定めるのを相当とすること。  
等諸般の点を考慮し、被告人らを各主文の刑に処し、いずれもその刑の執行を猶  
予することとする。  
(裁判長判事 万歳規矩楼 判事 武田清好 判事 小川武夫)